補助金等取扱基準

少年交換留学事業補助金
「内の高校に通学する者及び市内の高校生にセントルイス市での生活体験)機会を提供することにより、国際化に対応する人材育成と姉妹都市交流 分発展、市民の国際理解推進に寄与する
版訪国際交流協会(特定団体への補助) では、
京訪国際交流協会が実施する、姉妹都市であるセントルイス市での高校生 注活体験に係る経費の一部を補助する。
前助金の額は、162 千円を限度とする。
補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
成4年以来例年10名程度の高校生が参加し、貴重な体験を継続してきている。参加者はもとよりその家族や友人も含めて着実に国際理解が広めらいている。
成4年3月
終期が3年を超える場合の理由】 5妹都市交流の中心的事業を担っており、当面は継続
前助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表。
前期事業者自身による事業実施時等の補助事業である旨の公表
訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
京訪市 総務部 総務課 庶務法規係

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正(令和 2 年 4 月 1 日 施行)